

神奈川県立麻生支援学校 施設開放実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立麻生支援学校を地域住民及び地域の障害児・者団体の学習・文化・スポーツ活動などの振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりの促進を図るために必要な事項を定める。

(開放の方針)

第2条 神奈川県立麻生支援学校長（以下「校長」という）は、地域に在住して障害児・者の支援を図るために、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放する。

(開放施設)

第3条 開放する学習施設（以下「開放施設」という）は、原則として体育館、音楽室1とする。ただし、校長が開放は困難と判断した場合に、開放施設の一部、又は全部を開放しないことができる。

(開放日)

第4条 開放日は、毎週土曜日及び日曜日、祝日、平日（火・金曜日）とする。ただし、本校行事実施日等は除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めるときは、開放日を臨時に変更することができる。

(開放時間)

第5条 開放時間は、午前9時から午前12時及び午後1時から午後4時までとする。平日においては、午後5時～午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めるときは、開放時間を臨時に変更することができる。

(利用団体)

第6条 開放施設を利用する団体（以下「利用団体」という）は、原則として地域住民、障害児・者関係団体、及び本校児童生徒の保護者、卒業生等の学校関係者であり、施設開放登録申請時の構成人数が5人以上であること。

(利用申込及び承認)

第7条 開放施設の利用を希望する利用団体は、開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という）委員長に施設開放登録申請書（様式1）と施設開放利用者名簿（様式2）を提出するものとする。

2 利用団体は、運営委員会委員長が定める日までに、施設開放申込書（様式3）を運営委員会委員長に提出するものとする。

3 運営委員会事務局は、前項の規定による申込みが適当と認められる場合は、施設開放承認書（様式4）を利用団体の責任者に交付するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、運営委員会委員長は、第2項で定めた日以後に利用申込みがあった場合、利用可能な開放施設があるときには、その都度、利用を承認することができる。

(利用の不承認)

第8条 運営委員会委員長は、前条第2項及び第4項の規定による申込みを受けたとき、当該利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用、その他政治活動のための利用
- (2) 特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用
- (3) 営利を目的とした利用
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 施設設備を破損するおそれのあるスポーツ利用
- (6) その他運営委員会委員長が不相当と認めた場合

(利用の取消等)

第9条 運営委員会委員長は第7条第3項及び第4項の規定による利用の承認を受けた利用団体が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用を中止することができる。

- (1) この要綱の定める規定に違反したとき
- (2) 利用承認の条件に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の承認を受けたとき
- (4) その他運営委員会委員長がその利用を不相当と認めたとき

(利用方法)

第10条 施設開放承認書(様式3)の交付を受けた団体の責任者は、承認された施設と日時を確認し、施設開放利用書(様式5)を提出したうえで、神奈川県立麻生支援学校施設開放利用規則に従って利用しなければならない。

2 利用団体は、開放施設の利用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用承認を受けた開放施設以外の施設に立ち入らないこと
- (2) 開放施設の器具、備品等の使用については、あらかじめ運営委員会委員長の承諾を得ること
- (3) 常に火災、盗難の予防に注意し、公の秩序に留意すること
- (4) 開放施設の清潔、整頓の保持に努めること
- (5) 利用終了後、開放施設を清掃し、利用前の原状に復すること
- (6) 他人に迷惑となるような行為をしないこと
- (7) その他、管理上の指示に従うこと

(損害賠償責任及び義務)

第11条 利用団体が開放施設を使用中、故意または過失を問わず負傷した場合は運営委員会事務局及び学校はその責を負わない。

2 利用団体が開放施設を使用中、開放施設等、器具・備品等を損壊又は滅失したときは、直ちにその旨を校長に連絡するとともに、施設・設備破損届(様式6)を運営委員会委員長に提出し、速やかにその損失を弁償しなければならない。

(利用料)

第12条 利用団体は次の施設の使用にあたっては、次のとおり電気代等実費相当額を負担するものとする。

<別表第1>

施設名	区 分	単 位	金額(うち消費税相当分)
体育館	照明設備を利用	1回(3時間)	660円(60円)
	冷房設備を利用	1回(3時間)	5130円(465円)
	暖房設備を利用	1回(3時間)	7740円(702円)
音楽室	冷房設備を利用	1回(3時間)	1080円(96円)
	暖房設備を利用	1回(3時間)	1620円(147円)

2 利用料は、納付通知にて支払う。

この要綱は、平成18年 6月 1日から実施する。
この要綱は、平成19年 1月 1日から実施する。
この要綱は、平成20年 4月 1日から実施する。
この要綱は、平成21年 4月 1日から実施する。
この要綱は、平成25年 4月 1日から実施する。
この要綱は、平成26年 4月 1日から実施する。
この要綱は、平成28年 4月 1日から実施する。
この要綱は、平成29年 4月 1日から実施する。
この要綱は、平成30年 4月 1日から実施する。
この要綱は、平成30年 7月 1日から実施する。
この要綱は、平成31年 4月 1日から実施する。
この要綱は、令和2年 10月 1日から実施する。
この要綱は、令和4年 5月 1日から実施する。
この要綱は、令和5年 4月 1日から実施する。
この要綱は、令和6年 4月 1日から実施する。